

国立大学法人 東北大学 の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成25年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

・期末特別手当において、当該役員の業績評価に基づき、その額の100分の25の範囲内でこれを増額し、又は減額することができることとしている。

・東北大学は、建学以来の伝統である「研究第一」と「門戸開放」の理念を掲げ、世界最高水準の研究・教育を創造し、また、研究の成果を社会が直面する諸問題の解決に役立て、指導的人材を育成することによって、平和で公正な人類社会の実現に貢献することを使命としており、その使命をより高度に実現するために、「ワールドクラスへの飛躍」と「東北の復興・日本新生の先導」の取組みを、総長のリーダーシップの下で推進している。そうした中で、東北大学の総長は、職員数約4,500名の法人の代表として、その業務を総理するとともに、校務を司り、所属職員を統督して、経営責任者と教学責任者の職務を同時に担っている。

また、総長の年間報酬額は、人数規模が同規模である民間企業の役員報酬4,542万円と比較した場合それ以下であり、また、事務次官の年間給与額2,044万円と比べてもそれ以下となっている。

東北大学では、総長の報酬月額を法人化移行前の国家公務員指定職俸給表の俸給月額を踏まえて決定しているが、総長の職務内容の特性は上記のとおり法人化移行前と同等以上であると言え、これまでの各年度における業績評価の結果を勘案したものとしている。

また、他の旧帝国大学の長の報酬水準と同水準となっている。

こうした職務内容の特性や旧帝国大学との比較を踏まえると、報酬水準は妥当であると考えられる。

【主務大臣の検証結果】

職務内容の特性や国家公務員指定職適用官職、民間企業との比較などを考慮すると、法人の長の報酬水準は妥当であると考えられる。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

改定なし。

理事

改定なし。

理事(非常勤)

改定なし。

監事

改定なし。

監事(非常勤)

改定なし。

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成25年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	千円	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	
法人の長	19,573	12,971	5,824	778 (地域手当)			
A理事	14,950	9,874	4,433	592 (地域手当) 49 (通勤手当)			
B理事	14,370	9,452	4,350	567 (地域手当)			
C理事	14,394	9,452	4,350	567 (地域手当) 24 (通勤手当)			
D理事	14,142	9,452	4,098	567 (地域手当) 24 (通勤手当)			
E理事	14,351	9,452	4,253	567 (地域手当) 78 (通勤手当)			
F理事	12,335	7,165	4,059	760 (地域手当) 350 (単身赴任手当)		1月16日	◇
G理事	2,286	1,864	0	335 (地域手当) 70 (単身赴任手当) 15 (通勤手当)	1月17日		◇
H理事	4,964	2,736	1,924	164 (地域手当) 140 (単身赴任手当)		7月21日	◇
I理事	8,455	5,856	1,916	351 (地域手当) 280 (単身赴任手当) 51 (通勤手当)		7月22日	◇
A監事	11,641	7,795	3,377	467 (地域手当)			
B監事 (非常勤)	1,236	1,236	0	0			

注1:総額、各内訳について千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

注2:「地域手当」とは、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に在勤する役員に支給しているものである。

注3:「前職」欄の「◇」は、役員出向者であることを示す。

3 役員の退職手当の支給状況(平成25年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
法人の長	千円	年 月			該当者なし	
理事	千円	年 月			該当者なし	
監事	千円	年 月			該当者なし	
監事 (非常勤)	千円	年 月			該当者なし	

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

教職員の業績及び能力の評価を適切に反映できる給与制度を構築するとともに、各部署等に配置可能な教職員の上限数、総人件費の運用枠を設定し、適切な人件費の管理に努める。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

独立行政法人通則法第63条の趣旨及び政府からの要請等を考慮しつつ、本学の経営戦略を効率的、効果的に実現できる機動性に富んだものとする。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

職員の勤務成績を考慮し、昇格、昇給を実施しているほか、勤勉手当の成績率に反映している。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
賞与:勤勉手当 (査定分)	6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給割合を決定する。
昇給	5段階ある昇給区分のうちから、昇給日(1月1日)前1年間におけるその者の勤務成績に応じて昇給区分が決定される。
昇格	勤務成績が良好な職員で昇格基準に達した者は、その者の資格に応じ上位の級に昇格させることができる。
降格	勤務成績が不良な場合は、下位の級に降格させることができる。

ウ 平成25年度における給与制度の主な改正点

- ・若年・中堅層の職員(平成25年4月1日において31歳以上39歳未満の職員)を対象に、必要に応じ最大1号俸の昇給回復を実施した。
- ・最高号俸を含む高位の号俸から昇格した場合の本給月額を増加額を縮減した。
- ・55歳(一般職本給表(二)の適用を受ける職員にあつては57歳)を超える職員の昇給について、その者の勤務成績区分が特に良好である場合以上に限り行うこととした。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成25年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち賞与	
					うち通勤手当	
常勤職員	人 3,788	歳 43.9	千円 6,677	千円 4,869	千円 62	千円 1,808
事務・技術	人 1,130	歳 39.3	千円 4,999	千円 3,750	千円 84	千円 1,249
教育職種 (大学教員)	人 1,940	歳 47.8	千円 8,184	千円 5,934	千円 55	千円 2,250
医療職種 (病院看護師)	人 524	歳 40.1	千円 5,178	千円 3,705	千円 37	千円 1,473
技能・労務職種	人 8	歳 55.4	千円 5,310	千円 3,867	千円 63	千円 1,443
教育職種 (歯科技工士養成学校教員)	人 1	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医療技術職員)	人 182	歳 40.7	千円 5,275	千円 3,771	千円 67	千円 1,504
指定職種	人 3	歳 54.8	千円 14,255	千円 10,035	千円 24	千円 4,220

再任用職員	人 92	歳 63.2	千円 2,959	千円 2,533	千円 96	千円 426
事務・技術	人 76	歳 63.3	千円 2,934	千円 2,511	千円 95	千円 423
医療職種 (病院看護師)	人 5	歳 62.7	千円 3,488	千円 2,979	千円 70	千円 509
技能・労務職種	人 6	歳 63.7	千円 2,672	千円 2,294	千円 131	千円 378
教育職種 (歯科技工士養成学校教員)	人 1	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医療技術職員)	人 4	歳 62.5	千円 2,904	千円 2,483	千円 74	千円 421

非常勤職員	人 556	歳 41.6	千円 3,525	千円 2,895	千円 86	千円 630
事務・技術	人 274	歳 42.5	千円 3,146	千円 2,401	千円 99	千円 745
教育職種 (大学教員)	人 99	歳 44.2	千円 5,400	千円 4,112	千円 81	千円 1,288
技能・労務職種	人 27	歳 43.4	千円 3,272	千円 2,620	千円 89	千円 652
医療職種 (病院医療技術職員)	人 8	歳 39.3	千円 2,969	千円 2,864	千円 47	千円 105
研究支援職種	人 75	歳 36.6	千円 3,738	千円 3,738	千円 46	千円 0
研究補助職種	人 73	歳 39.6	千円 2,343	千円 2,343	千円 88	千円 0

注1: 常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2: 常勤職員のうち「指定職種」とは、特に指定された高度な業務を行う職種を示す。

注3: 「技能・労務職種」とは、自動車運転手、機械操作員、実験助手、用務員などの業務に従事する者を示す。

注4: 非常勤職員のうち「研究支援職種」とは、給与を教育職本給表(一)相当で決定され、賞与が支給されない職種を示し、「研究補助職種」とは、給与を一般職本給表(一)相当で決定され、賞与が支給されない職種を示す。

注5: 「在外職員」及び「任期付職員」は該当者がいないため記載を省略した。

注6: 次に掲げる各区分中の職種については、該当者がいないため記載を省略した。

・各区分共通で、「医療職種(病院医師)」

・再任用職員のうち、「教育職種(大学教員)」、「教育職種(歯科技工士養成学校教員)」及び「指定職種」

・非常勤職員のうち、「医療職種(病院看護師)」、「教育職種(歯科技工士養成学校教員)」及び「指定職種」

注7: 職種区分のうち、当該人員が2人以下の職種については、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人員以外は記載していない。

[年俸制適用者]

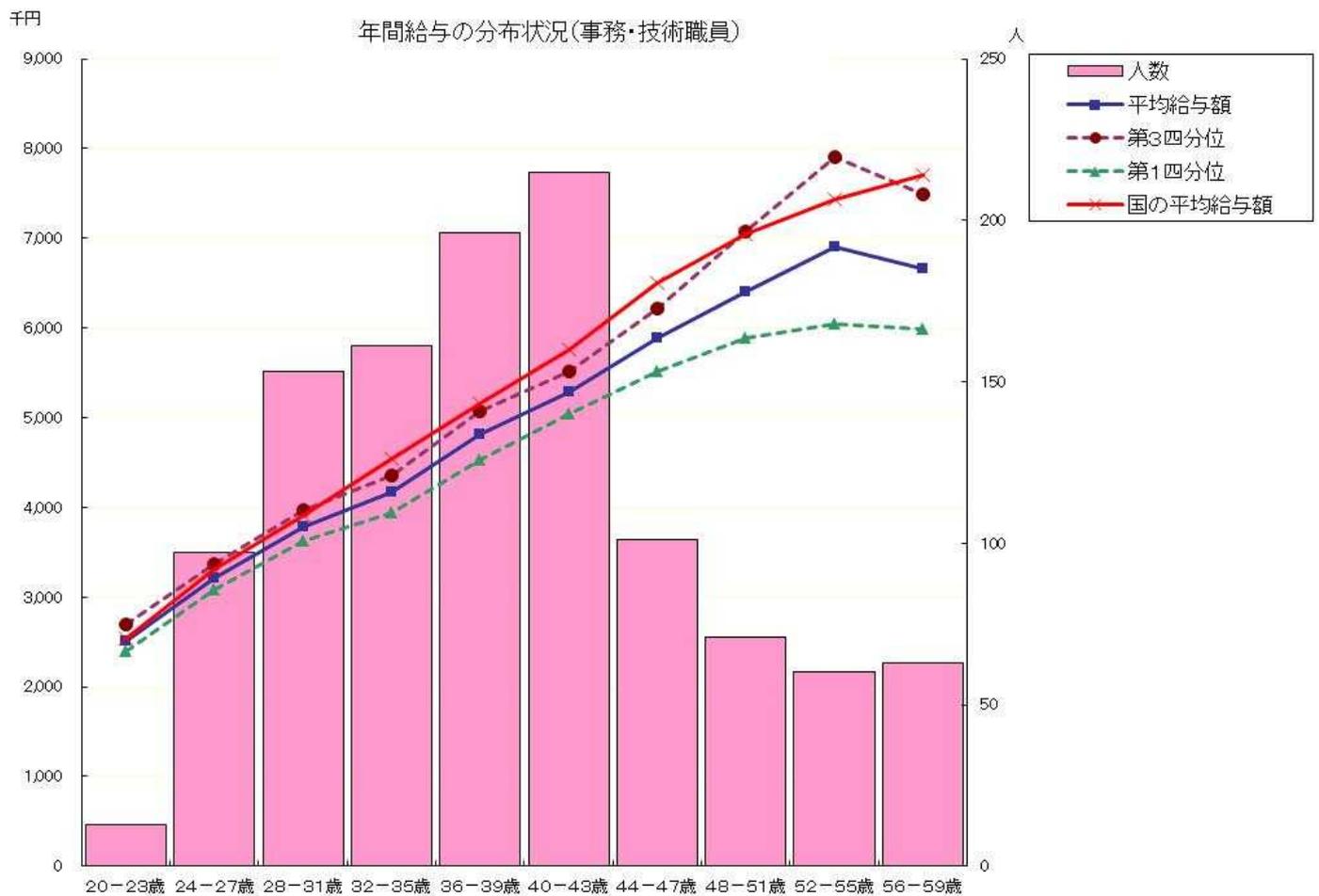
区分	人員	平均年齢	平成25年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
千円	千円	千円	千円	千円		
常勤職員	580	39.8	6,408	6,408	47	0
事務・技術	44	47.4	6,504	6,504	78	0
教育職種 (大学教員)	528	39.0	6,438	6,438	44	0
技能・労務職種	3	67.5	3,013	3,013	145	0
教育職種 (歯科技工士養成学校教員)	1					
医療職種 (病院医療技術職員)	4	44.5	4,363	4,363	132	0

注1:年俸制適用者については、本学では常勤職員として取り扱っているが、年俸制非適用の常勤職員とは給与基準が異なる。

注2:医療職種(病院医師)、医療職種(病院看護師)及び指定職種については、該当者がいないため記載を省略した。

注3:職種区分のうち、当該人員が2人以下の職種については、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人員以外は記載していない。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))
 [在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]

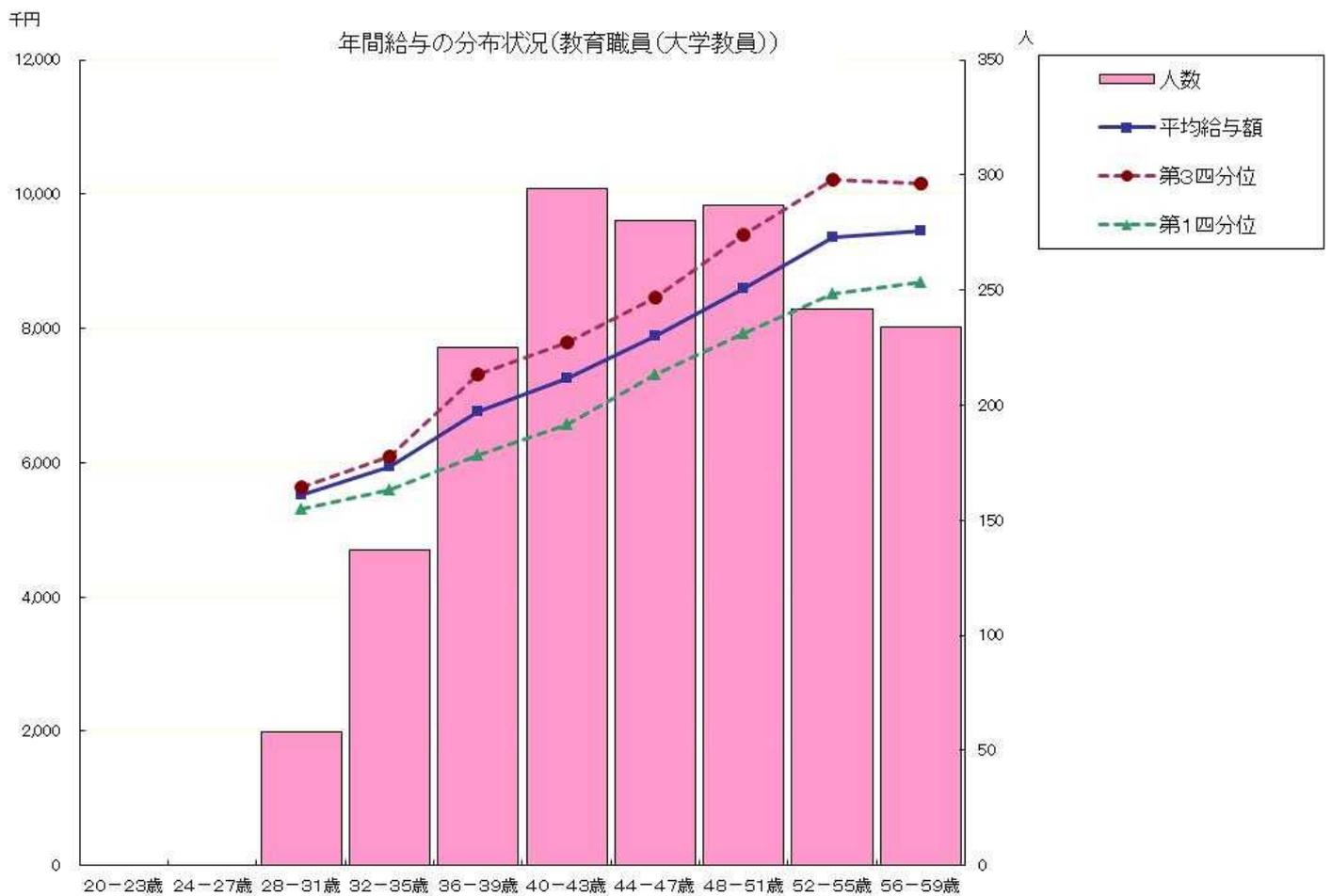


注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

(事務・技術職員)

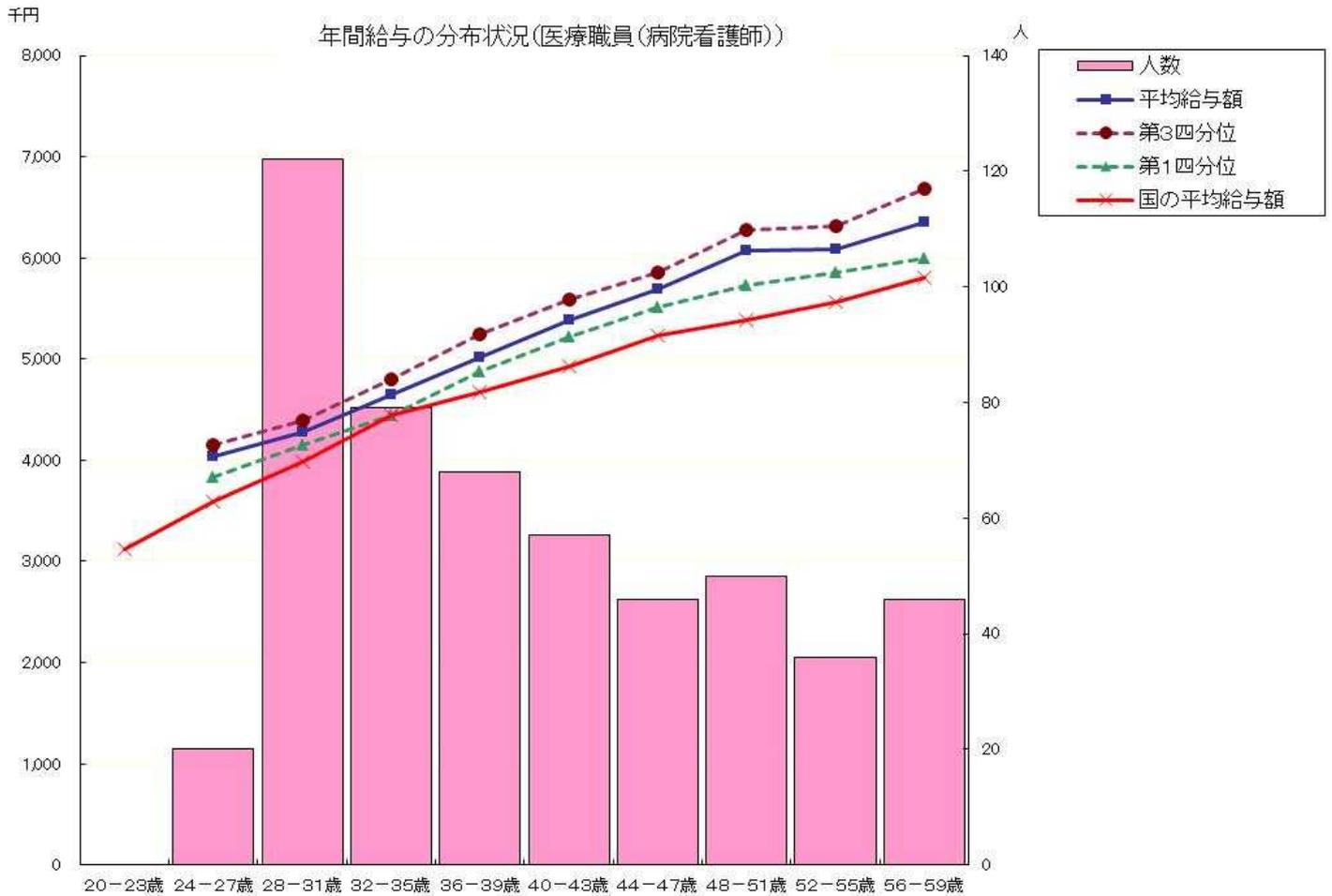
分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
		歳	千円	千円	千円
代表的職位	人				
部長	14	53.9	8,053	8,845	9,636
課長	66	52.8	7,201	7,495	7,835
課長補佐	84	48.8	6,015	6,279	6,536
係長	407	43.0	4,955	5,310	5,649
主任	195	38.2	4,318	4,659	4,953
係員	364	30.4	3,260	3,678	4,004

注:「課長」には、課長相当職である事務長及び室長を含む。
 「課長補佐」には、課長補佐相当職である専門員を含む。
 「係長」には、係長相当職である専門職員を含む。



(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
代表的職位							
教授	733	54.7	9,139	9,870	10,349		
准教授	557	45.6	7,444	7,832	8,262		
講師	101	47.3	6,984	7,482	7,945		
助教	517	40.5	5,748	6,247	6,639		
助手	32	45.9	4,500	5,886	5,976		



(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
代表的職位							
看護部長	1		—			—	
副看護部長	5	51.9	6,748	6,766	6,793		
看護師長	41	52.3	6,284	6,474	6,686		
副看護師長	115	45.3	5,256	5,627	6,017		
看護師	360	36.8	4,275	4,802	5,310		
准看護師	2		—			—	

注1: 分布状況を示すグループ区分のうち、当該人員が2人以下の職位については、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人員以外は記載していない。

注2: 「看護師」には、看護師相当職である助産師を含む。

③ 職級別在職状況等(平成26年4月1日現在)
 (事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))
 (事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		係員	係員	主任、係長	係長、課長補佐	課長補佐、課長	課長、部長
人員 (割合)	1,130 人	121 (10.7%) 人	283 (25.0%) 人	495 (43.8%) 人	139 (12.3%) 人	57 (5.0%) 人	27 (2.4%) 人
年齢(最高～最低)		52～20 歳	59～27 歳	59～32 歳	59～38 歳	59～40 歳	59～43 歳
所定内給与年額(最高～最低)		3,264 ～1,697 千円	4,041 ～2,272 千円	4,706 ～2,766 千円	5,444 ～3,888 千円	5,976 ～4,234 千円	7,694 ～5,610 千円
年間給与額(最高～最低)		4,280 ～2,242 千円	5,243 ～3,000 千円	6,406 ～3,652 千円	7,482 ～5,229 千円	8,000 ～5,928 千円	10,520 ～7,493 千円

区分	計	7級	8級	9級	10級
標準的な職位		部長	部長	部長	部長
人員 (割合)		6 (0.5%) 人	2 (0.2%) 人	0 (0.0%) 人	0 (0.0%) 人
年齢(最高～最低)		56～39 歳	～ 歳	～ 歳	～ 歳
所定内給与年額(最高～最低)		7,161 ～5,994 千円	～ 千円	～ 千円	～ 千円
年間給与額(最高～最低)		9,894 ～8,344 千円	～ 千円	～ 千円	～ 千円

注:級区分のうち、当該人員が2人以下の職位については、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人員以外は記載していない。

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級
標準的な職位		助教、助手	講師	准教授	教授
人員 (割合)	1,940 人	549 (28.3%) 人	101 (5.2%) 人	557 (28.7%) 人	733 (37.8%) 人
年齢(最高～最低)		63～28 歳	63～33 歳	63～28 歳	63～37 歳
所定内給与年額(最高～最低)		5,664 ～3,532 千円	6,702 ～3,925 千円	7,421 ～4,047 千円	12,094 ～5,367 千円
年間給与額(最高～最低)		7,534 ～4,562 千円	9,630 ～5,358 千円	10,175 ～5,762 千円	15,956 ～7,438 千円

(医療職員(病院看護師))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
標準的な職位		准看護師	看護師	副看護師長	看護師長	副看護部長	看護部長	看護部長
人員 (割合)	524 人	2 (0.4%) 人	358 (68.3%) 人	117 (22.3%) 人	41 (7.8%) 人	5 (1.0%) 人	1 (0.2%) 人	0 (0.0%) 人
年齢(最高～最低)		～ 歳	59～25 歳	59～32 歳	59～41 歳	58～41 歳	～ 歳	～ 歳
所定内給与年額(最高～最低)		～ 千円	4,604 ～2,598 千円	4,983 ～2,990 千円	4,955 ～3,886 千円	5,358 ～4,120 千円	～ 千円	～ 千円
年間給与額(最高～最低)		～ 千円	6,374 ～3,636 千円	6,977 ～4,188 千円	7,075 ～5,571 千円	7,596 ～5,943 千円	～ 千円	～ 千円

注:級区分のうち、当該人員が2人以下の職位については、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人員以外は記載していない。

④ 賞与(平成25年度)における査定部分の比率
 (事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 55.3	% 57.4	% 56.4
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 44.7	% 42.6	% 43.6
	最高～最低	% 56.2～36.0	% 53.0～33.4	% 54.5～34.7
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 60.0	% 62.8	% 61.5
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 40.0	% 37.2	% 38.5
	最高～最低	% 52.9～32.9	% 50.0～30.4	% 51.4～31.6

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 52.8	% 55.6	% 54.2
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 47.2	% 44.4	% 45.8
	最高～最低	% 56.5～36.6	% 53.9～34.0	% 55.1～35.3
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 57.5	% 60.6	% 59.1
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 42.5	% 39.4	% 40.9
	最高～最低	% 56.9～33.6	% 53.5～31.0	% 55.1～32.3

(医療職員(病院看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 44.8	% 47.9	% 46.4
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 55.2	% 52.1	% 53.6
	最高～最低	% 57.3～52.9	% 53.9～50.0	% 55.6～51.4
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 50.6	% 52.0	% 51.4
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 49.4	% 48.0	% 48.6
	最高～最低	% 52.9～37.5	% 50.0～34.8	% 49.0～36.1

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標
(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))	92.2
対他の国立大学法人等	101.6

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等	102.7
------------	-------

(医療職員(病院看護師))

対国家公務員(医療職(三))	108.4
対他の国立大学法人等	100.8

注:当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出。

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 92.2	
	参考	地域勘案 98.2
		学歴勘案 91.9
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 63.6% (国からの財政支出額 123,319百万円、支出予算の総額 193,901百万円:平成25年度予算)	
	【検証結果】 国からの財政支出の割合は63.6%と高い数値ではあるが、累積欠損額はなく、対国家公務員の指数の状況等を総合的に勘案して、給与水準は適切であると考えます。	
	【累積欠損額について】 累積欠損額 0円(平成24年度決算)	
	【主務大臣の検証結果】 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること等から給与水準は適正であると考えます。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきます。	
講ずる措置	引き続き適正な給与水準の維持に努める。	

○医療職員(病院看護師)

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 108.4	
	参考	地域勘案 109.0
		学歴勘案 107.4
	地域・学歴勘案 106.4	
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	<p>本学と国家公務員の職員構成の比率の違いが大きく影響していると思われる。特に2級以下の若年層については、本学68.9%に対し、国家公務員87.6%(平成25年国家公務員給与等実態調査より)となっており、本学の病院看護師における給与水準が国家公務員より高くなっている大きな要因と思われる。</p>	
給与水準の適切性の検証	<p>【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 63.6% (国からの財政支出額 123,319百万円、支出予算の総額 193,901百万円:平成25年度予算)</p>	
	<p>【検証結果】 国からの財政支出の割合は63.6%と高い数値ではあるが、累積欠損額はなく、対国家公務員の指数の状況等を総合的に勘案して、給与水準は適切であると考ええる。</p>	
	<p>【累積欠損額について】 累積欠損額 0円(平成24年度決算)</p> <p>【主務大臣の検証結果】 法人の看護職員の職員構成と国の職員構成が異なっていること、法人の給与制度は国家公務員の制度と概ね同様であることから、給与水準は概ね適正であると考ええる。</p>	
講ずる措置	引き続き適正な給与水準の維持に努める。	

○教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標 【102.1】

注:上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成25年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。なお、平成19年度までは教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度の教育職(一))との給与水準(年額)の比較指標である。

Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成25 年度) 千円	前年度 (平成24 年度) 千円	比較増△減		中期目標期間開始時(平 成22年度)からの増△減	
			千円	(%)	千円	(%)
給与、報酬等支給総額 (A)	30,845,378	31,574,571	△ 729,193	(△ 2.3)	△ 1,869,275	(△ 5.7)
退職手当支給額 (B)	1,592,768	3,792,689	△ 2,199,921	(△ 58.0)	△ 612,441	(△ 27.8)
非常勤役職員等給与 (C)	18,699,505	16,609,838	2,089,667	(12.6)	3,635,075	(24.1)
福利厚生費 (D)	6,705,836	6,204,180	501,656	(8.1)	995,837	(17.4)
最広義人件費 (A+B+C+D)	57,843,487	58,181,278	△ 337,791	(△ 0.6)	2,149,196	(3.9)

注1:「非常勤役職員等給与」においては、寄付金、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

注2:「退職手当支給額」欄は、国の常勤職員に相当する、法人の常勤役職員に係る退職手当支給額を計上している。

総人件費について参考となる事項

①「給与、報酬等支給総額」は、対前年比「△2.3%」である。

これは、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成24年法律第2号。以下「特例法」という。)に基づく、国家公務員の給与の見直しに関連した給与減額支給措置を、平成24年度は6月から講じたが、平成25年度は4月から講じたことによる実施期間の相違が大きな要因と考えられる。

② 退職手当支給額については、対前年比「△58.0%」である。

これは、国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等に関連し、平成25年1月から段階的に支給率の調整の引下げ措置(104/100から87/100へ段階的に引下げ)を講じたこと、また、平成22年度に実施した教員の定年年齢の段階的引上げ措置に伴い、平成25年度中に定年退職教員がいなかったことが大きな要因と考えられる。

③「非常勤役職員等給与」は、対前年比「12.6%」である。

当該職員の一部についても特例法に基づく国家公務員の給与の見直しに関連し、平成24年6月から給与減額支給措置を講じているが、補助金等の外部資金獲得に伴う人員の増加により、総人件費としては増額している。

Ⅳ 法人が必要と認める事項

特になし。